

公 告

公募型プロポーザル方式により、清涼飲料水の自動販売機を設置する業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年5月1日

一関市長 佐藤 善仁

1 公募内容

(1) 件名

一関市立一関図書館清涼飲料水の自動販売機設置業者の選定

(2) 概要

施設内の一部について行政財産使用許可を受け、清涼飲料水の自動販売機を設置する業者（以下「自販機設置業者」という。）をプロポーザル方式により選定する。

(3) 行政財産の使用許可を行う施設の概要

ア 所在地

一関市大手町2番26号

イ 施設の名称

一関市立一関図書館

ウ 許可予定箇所の位置

一関図書館1階交流スペース内自動販売機コーナー

エ 許可予定面積

1平方メートル程度

オ 台数

1台

(4) 行政財産の使用許可期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

ただし、特に支障がない場合は、許可の日から5年間まで使用許可を更新することができる。

(5) 使用料

自動販売機設置に対し徴収する使用料は、次のとおり算出した額の合計額

とする。

ア 基本使用料

販売金額の10パーセント以上で市長と協議して定める額。ただし、月額1,000円以上とする。

イ 光熱水費使用料金

光熱水費料金の実費に相当する額

- (6) 自動販売機設置及び運営に係る条件等別に定める募集要領のとおり

2 参加資格

- (1) 自動販売機設置に関して、実績を有していること。
- (2) 各種法令に違反していないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中又は会社更生法（平成14年法律154号）による更正手続中の事業者でないこと。
- (4) 一関市内に営業拠点（事務所・支店等）を置く法人又は一関市内に住所を有する個人事業者であること。ただし、設置施設に納入実績がある法人又は個人事業者はこの限りではない。
- (5) 本市の市税を滞納していないこと。

3 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒021-0884 一関市大手町2番46号

一関市立一関図書館 企画管理係

電話 0191-21-2147

- (2) 募集要領の交付

募集要領は、インターネットのホームページ(<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間

令和6年5月1日（水）から令和6年5月28日（火）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、一関市図書館休館日を除く。

イ 交付場所

3の(1)に同じ。

(3) 書類の提出期限等

ア 提出期限

令和6年5月31日（金）午後5時まで

イ 提出方法

本件公募に参加を希望する者は、募集要領に基づき、企画提案書等を作成し、持参、又は郵送により送付すること。郵送による場合は、書留郵便又は民間事業者による書留郵便に準ずる信書便とし、提出期限必着とする。

ウ 提出場所

3の(1)に同じ。

4 自販機設置業者の選定

企画提案書を、販売する清涼飲料水の種類、利用者から見た自動販売機の取り扱いやすさ、管理運営及び使用料率等から評価を行い、自動販売機設置業者を選定し、行政財産の使用を許可するものとする。

5 その他

(1) 行政財産使用許可申請の要否

要

(2) その他

詳細は、募集要領による。